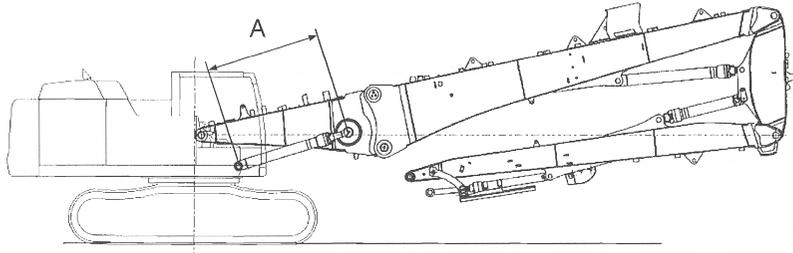


適用範囲		型式		340 25m UHD
仕様		最大高さ	mm	25,000
		ブーム及びアーム収納		3 段折れ
ブーム及びアーム		基本ブーム	m	3.48
		第二ブーム	m	10.77
		第一アーム	m	2.25
		第二アーム	m	7.01
区分	検査箇所	検査項目(条件)	単位	検査基準値
安全装置	作業範囲規制装置 (図 - 参照)	警報装置の仕様		警報型
		警報鳴作業半径	mm	-
		警報鳴作業半径(縦向)	mm	-
	ブーム降下防止装置 (図 - 参照)	ブームシリンダA		
		伸縮量	mm	6.0
測定時間		分	5.0	

1. シリンダー伸縮量の測定

(1) 測定姿勢



(2) 測定要領

- ①車両を平坦な場所に駐車させ、アタッチメントを取り外す。
- ②周囲に注意しながらフロントを持ち上げ、解体具シリンダー、アームシリンダー2及びアームシリンダー1を完全に収縮させる。
- ③アーム2フットピンがboomフットピンと同じ高さになるようにフロントを調整する。
(計測姿勢図参照)
- ④エンジンを停止する。
- ⑤boomシリンダーのピンからピンまでの長さを計測する。(A寸法)
- ⑥車両を5分間このままの状態にする。
- ⑦boomシリンダーのピンからピンまでの長さを計測する。(A寸法)

(3) 整備基準値

上記要領項目⑤及び⑦にて測定した寸法の差を下の表と比較する。

項目	新	再組立て	使用限度
boomシリンダー	6.0mm 以下	12.0mm 以下	24.0mm

2. 作業範囲制限装置

本機械には作業範囲制限装置が装備されている。転倒による重大な災害を防ぐため以下の事項を必ず守ること。

2-1 作業範囲制限装置

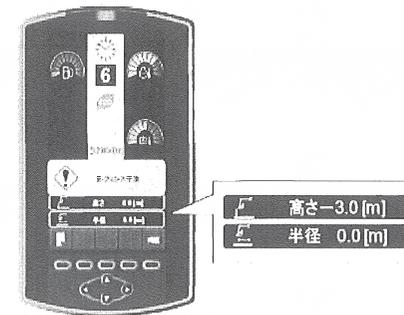
機械の転倒を防止するため、一定の作業範囲になると警告アラームが鳴る仕組みになっている。

【注意事項】

本機械は破砕機質量 2400kg 時の制限作業範囲となっているため、破砕機質量 2400kg を超える破砕機を装着して作業を行わないこと。作業範囲内でも機械が転倒するおそれがあるため、破砕機を交換する場合は、販売店に相談すること。

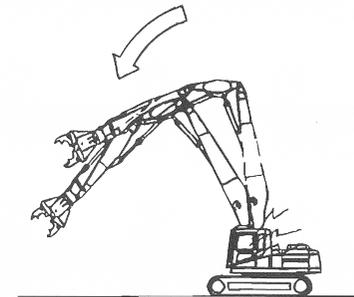
(1) モニターの表示確認

作業可能範囲を越えて作業をすると機械が転倒するおそれがあるため、作業範囲制限装置のモニター表示が正常でない場合は、作業を行わないこと。



(2) 作業前の装置作動点検

作業前に必ず装置の作動点検(制限位置で警告アラームが鳴るか)およびバックアップスイッチが「OFF」の状態になっているか確認を行うこと。警告アラームが作動しない場合、ただちに機械を休車姿勢にしてから運転を中止し、販売店に相談すること。作動点検時は細心の注意をはらい、ゆっくりと操作をすること。



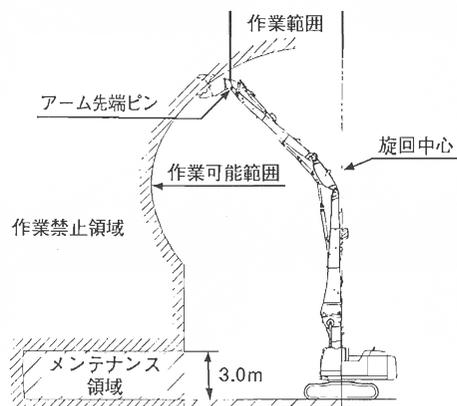
2-2 作業範囲制限装置の領域

(1) 警告アラーム作動領域

作業範囲制限装置には作業禁止領域付近に急な進入を防ぐために警告領域を設定しており、アーム先端ピンが作業禁止領域付近になると、モニターの警告表示部に『E-フェンス干渉』と表示され警告音が断続的に（ピー、ピー、ピー）鳴る。このモニターの警告表示および警告音は警告領域から脱出すると停止する。

(2) 作業禁止領域

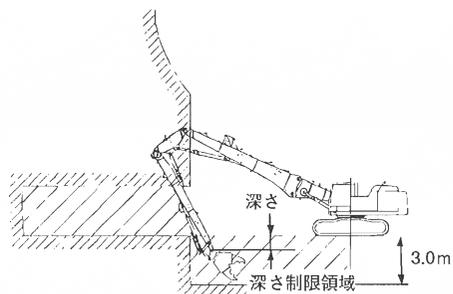
アーム先端ピンが作業可能範囲より前方方向に超えるとモニターの警告表示部に『E-フェンス作業範囲外』と表示され警告音が連続的に（ピー）鳴る。



(3) 深さ制限

深さ制限は約3mで、アーム先端ピンがクローラ底面より下になると警告音が断続的に（ピー、ピー、ピー）鳴る。

深さ制限位置にアーム先端ピンがくるとモニターに『E-フェンス作業範囲外』と表示され警告音が連続的に（ピー）鳴る。

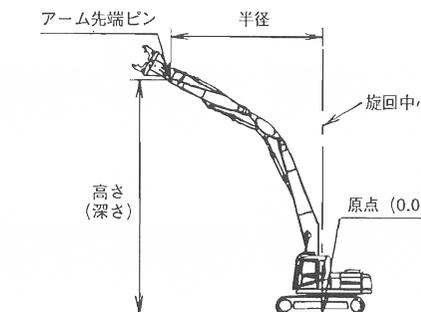


2-3 操作要領

作業範囲制限装置は、超ロング解体仕様の高さまたは半径を0.1m単位で表示する。

(1) 距離表示

- ①「高さ」表示
地面からアーム先端ピンの高さを表示する。
- ②「半径」表示
旋回中心からアーム先端ピンまでの半径を表示する。

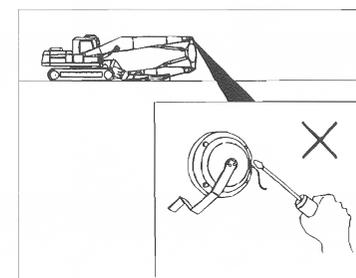


(2) 作業範囲制限装置の取扱い

作業範囲制限装置は、外部の電波障害（ノイズ）で誤作動することがある。無線機を使用する場合は周囲の環境に注意すること。

センサーやコントロールにはほこりやゴミが溜まらないよう早めに清掃すること。清掃はハケなどで表面を傷つけないように行うこと。

作業範囲制限装置の異常時はモニターの表示部に警告が表示される。本システムに異常があったときは、販売店に連絡すること。そのときは不具合の状況とエラーコードを記録し、連絡すること。コントローラや配線類の取り外しや分解作業は絶対に行わないこと。

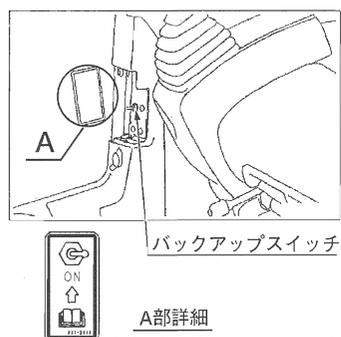


2-4 作業範囲制限装置の作動点検

【注意事項】

- ・エンジンの始動後には必ず作業範囲制限装置の作動点検およびモニターにアーム先端位置が表示されていることを確認すること。また、システムの異常があった場合はただちに機械を休車状態にしてから運転を中止し、販売店に点検・修理を依頼すること。
- ・作動点検時は細心の注意をはらい、ゆっくりと操作すること。
- ・超ロング解体フロントを急激に操作すると、装置の警告アラーム作動位置がずれることがある。超ロング解体フロントの急激な操作は、行わないこと。また、装置に頼らず、危険と思われる作業は行わないこと。
- ・寒冷時には、暖機運転を十分行ってから使用すること。暖機運転をしないで作業すると作業範囲制限システムの作動位置がずれることがある。

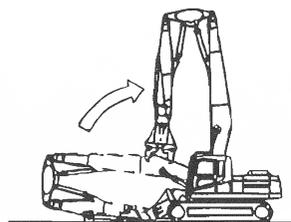
(1) バックアップスイッチが「OFF」の状態か確認を行うこと。



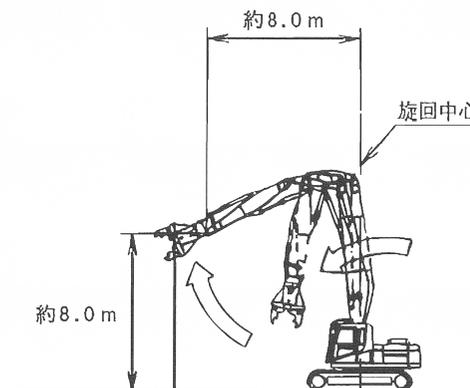
(2) 油圧ロックレバーを「ロック解除」位置にする。

(3) 最初にブームの作動点検を行うこと。

下部走行体に対し超ロング解体フロントを前後方向に向け、休車姿勢の状態からブームを最大角度まで細心の注意をはらい、ゆっくりと持ち上げる。

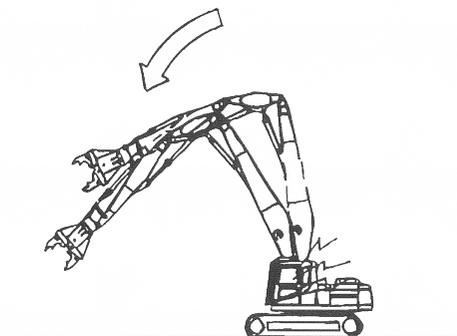


(4) ブーム、アームを細心の注意をはらい、ゆっくりと操作しモニターの半径表示が約8m、高さ表示が約8mの位置に合わせる



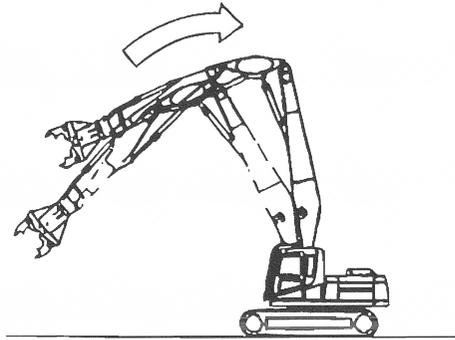
(5) ブームを細心の注意をはらい、ゆっくりと下げる。モニターの半径表示が制限作業範囲に近づくと「Eーフェンス干渉」と表示され警告音が断続的に（ビー、ビー、ビー）鳴る。

さらにブームを下げていくと警告音が連続的に（ビー）が鳴りモニター表示部に「Eーフェンス作業範囲外」と表示される。

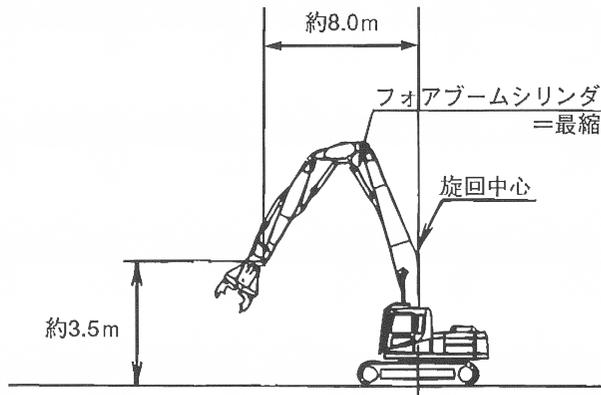


キャタピラー

(6) 警告音が断続音から連続音に切り換わり、「Eーフェンス作業範囲外」とモニター警告表示された後、ブームを細心の注意をはらい、ゆっくりと上げ操作を行い、モニター警告表示および警告音の解除を行う。

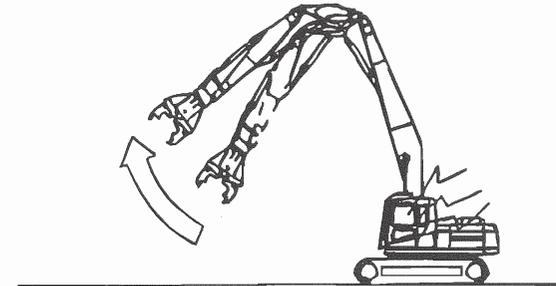


(7) 半径表示が約8m高さが約3.5mになるようブームとアームを細心の注意をはらい、ゆっくりと操作する。

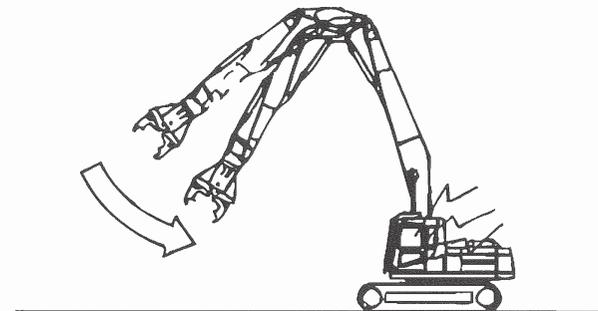


特定解体用機械

(8) 次に「アーム 1」の作動点検を行う。「(7)」の姿勢の状態から「アーム 1」の押し操作を細心の注意をはらい、ゆっくりと行う。作業禁止領域に近づくとき「Eーフェンス干渉」と表示され警告音が断続的に（ピー、ピー、ピー）鳴る。さらに「アーム 1」を細心の注意をはらい、ゆっくりと押すと警告音が連続的に（ピー）鳴りモニター表示部に「Eーフェンス作業範囲外」と表示される。

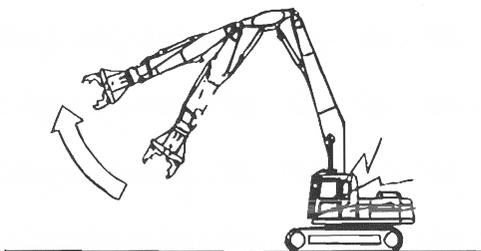


(9) フロントアタッチメント停止後、「アーム 1」の引き操作を細心の注意をはらい、ゆっくりと操作し、「(7)」の姿勢に戻す。

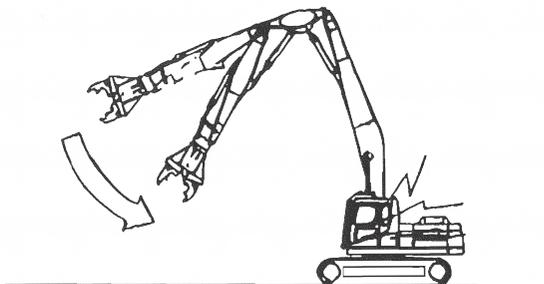


キャタピラー

(10) 次に「アーム 2」の作動点検を行う。「(7)」の姿勢の状態からアームの押し操作を細心の注意をはらい、ゆっくりと行う。モニターの半径表示が制限作業範囲に近づくと「E-フェンス干渉」と表示され警告音が断続的に（ピー、ピー、ピー）鳴る。さらにアームを細心の注意をはらい、ゆっくりと押すと警告音が連続的に（ピー）鳴りモニター表示部に「E-フェンス作業範囲外」と表示される。



(11) 警告音が断続音から連続音に切り換わり、「E-フェンス作業範囲外」とモニター警告表示された後、「アーム 2」の引き操作を細心の注意をはらい、ゆっくりと行い、モニター警告表示および警告音の解除を行う。



2-5 作業範囲制限装置のバックアップ機能

作業範囲制限装置の異常により作業中に超ロング解体フロントが停止し、操作不能に陥った場合、作業姿勢のまま放置すると作業機の自然降下により、機械が転倒するおそれがある。作業範囲制限装置異常時の非常操作として、本機械には装置のバックアップ機能を装備している。

【注意事項】

- ・作業範囲制限装置のバックアップ機能は、装置異常などの非常時のみ使用すること。バックアップスイッチ「ON」の状態のまま高所解体作業等をされた場合、システムが働かず機械が転倒するおそれがある。
- ・作業範囲制限システムの異常時は販売店に修理を依頼すること。
- ・バックアップ機能使用後はバックアップスイッチ「OFF」に必ず切り替えること。